

# 議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

消防総務課 庶務係

## 議案名

議案第4号 桐生市消防団条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

消防団員の処遇改善を図る目的で、水火災又は地震等の災害時に出動した消防団員に対して出動報酬を支給するため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

水火災又は地震等の災害時に出動し、職務に従事した消防団員に対して、その労苦に報いるため、現行の年額報酬とは別に、次の出動報酬を支給します。

### 【出動報酬】

- |  |       |        |
|--|-------|--------|
| (1) 2時間以上、4時間未満の出動                             | 1回につき | 3,000円 |
| (2) 4時間以上、7時間45分以内の出動                          | 1回につき | 8,000円 |
| (3) 7時間45分を超える出動となった場合は、(2)に1時間当たり1,000円を加算する。 |       |        |

(施行期日：令和6年4月1日)

## 背景・経過

全国的に消防団員は減少傾向にある一方で、災害の多発化、激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、消防団員の負担も大きくなっている現状を踏まえ、消防団員の確保や処遇改善を推進するため、「非常勤消防団員の報酬等の基準(令和3年4月13日付消防庁長官通知)」が制定され、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準が定められました。

この基準では、出動報酬の創設及び出動報酬や年額報酬の標準的な額の基準を定めており、各市町村が消防団員の報酬額を定めるに当たっては、この基準等を踏まえ、標準的な額と均衡のとれた額を定めることとされています。